

都市計画区域統合に伴う名称変更について

番号を伴う都市計画の名称変更については、福岡県による統一した運用とする。

1. 公園

凡例 ○ ・ ○ ・ ○
 (区分) (規模) (一連番号)

①区分

区分	公園種別	内容	標準規模（都市公園条例）
2	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.1ha 未満
3	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.1ha 以上 0.5ha 未満
4	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.5ha 以上
5	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	なし
6	運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園	なし
7	特殊公園ア)	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	なし
8	特殊公園イ)	動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園	なし
9	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	なし

②規模

規模	面積の範囲
2	面積 1ha 未満のもの
3	面積 1ha 以上 4ha 未満のもの
4	面積 4ha 以上 10ha 未満のもの
5	面積 10ha 以上 50ha 未満のもの
6	面積 50ha 以上 300ha 未満のもの
7	面積 300ha 以上のもの

③一連番号

県の統一ルールによる割り当て番号（1901～2000）を付番

2. 道路

凡例 ○ ・ ○ ・ ○
 (区分) (規模) (一連番号)

①区分

区分	公園種別	内容
1	自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
3	幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
7	区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
8	特殊街路ア	専ら歩行者、自転車又は自転車および歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路
9	特殊街路イ	専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路
10	特殊街路ウ	主として路面電車の交通の用に供する道路

②規模

規模	幅員の範囲
1	幅員 40m 以上のもの
2	幅員 30m 以上 40m 未満のもの
3	幅員 22m 以上 30m 未満のもの
4	幅員 16m 以上 22m 未満のもの
5	幅員 12m 以上 16m 未満のもの
6	幅員 8m 以上 12m 未満のもの
7	幅員 8m 未満のもの

③一連番号

県の統一ルールによる番号を付番

2 (旧都市計画区域番号) 一通し番号 (従前と同じ番号)